

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成22年7月7日(水) 最高裁判所大会議室	
委員	委員長 安藤 正雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)	
	委員長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
審議対象期間	平成21年10月1日から平成22年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	2件
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務		
	一般競争	1件
	プロポーザル方式	—
	総件数	6件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>審議案件</p> <p>1 【大津地家簡裁庁舎内部耐震改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本件内部工事を外部工事と分けて発注する必要性は何かあったのか。・ 外部工事と内部工事との間に何か技術的関連性はあるのか。・ 本件内部工事について、最初の入札から不落随契をした理由は何か。 <p>2 【和歌山地家裁御坊支部庁舎内部改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 参加申請は3者からあったということだが、各業者の本店所在地はどこか。・ 入札手続時の工事市場の状況はどうだったのか。繁忙な状況だったのか。・ 公告から入札までのスケジュールが約1ヶ月程度であるが、この妥当性についてはどうか。・ 電子入札を行っているのならば、それについて、業者に対する支援策等も考えられるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・ 別予算の工事であることから分けて発注した。・ 工事範囲が異なるので、技術的関連性はない。・ 執務をしながらの居抜き工事で発注及び工事スケジュールが厳しかったことから、最初の入札から不落随契ありとして行ったものである。 <ul style="list-style-type: none">・ いずれも工事場所から比較的近いところである。・ 繁忙度については分からない。・ 入札スケジュールは通達に基づく日程を確保している。・ 本件工事入札においては、紙による入札も可能であり、その旨公告に記載している。ただ、情報提供に工夫の余地はあると考えている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額な工事についても総合評価方式で入札を行うことが、入札参加への障害になっているということはないか。 ・ 総合評価方式の実施の中身について、周知するほか、少額な工事での総合評価方式の在り方については、さらに検討願いたい。 <p>3【岐阜地家裁多治見支部庁舎新営実施設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の受注業務の結果等を低入札調査に反映することは考えられないのか。 ・ 業務については成績評定を行っていないとのことであるが、工事と同様に成績評定を行う必要はあるのではないかと思う。 ・ 適正な手続きの観点からは、受注業者に対して事後的な指導を行う場合には、きちんとした手続を設けておく必要がある。 <p>4【神戸地裁庁舎他法廷改修工事他1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もっと早くから現場との調整を始めておけば、指名競争入札にしなくて済んだと考えられるがどうか。 ・ 参加できなかった業者からの苦情等は無かったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額な工事については、業者からの提案を点数で評価するのではなく、適切か不適切かでのみ判断するなど、業者の負担が少なくなるような工夫をしているところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では、過去の受注業務の結果等を低入札調査に反映させることは困難である。 ・ 検討しているところである。 ・ 検討していきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場との調整に時間がかかり、一般競争入札ではスケジュール的に困難だったことから、やむを得ず指名競争入札で発注した。 ・ 苦情等は無かった。
--	---

<p>5 【札幌地家裁小樽支部庁舎新営建築工事 第2回設計変更】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設計変更で発注をするか、分離して別途発注をするかの判断において、現に施工中の工事と分離することが困難かどうかは、技術的な面だけではなく、経済的な面でも判断するという事か。・ 変更契約は、特定業者（原契約業者）に独占的に受注させるということなので、明確に運用しなければならないという面もあると考える。	<ul style="list-style-type: none">・ 分離することが技術上、施工上困難であることを前提に、有利性や経済性等も踏まえて判断する。
---	--